

平成 30 年 3 月 1 日

雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、事業者が雫石町において太陽光発電設備（設備設置に伴う送電線等の付帯設備を含む。以下同じ。）を設置するに当たって、町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、順守していただきたい事項等を示すことを目的とする。

2. 対象となる設備等

(1) 対象設備

このガイドラインの対象設備は、雫石町（以下「町」という。）において新設、増設、又は改修する太陽光発電設備とする。（建物の屋根部分に設置する場合を除く。）

ただし、設置場所が、岩手県景観計画区域山麓景観形成地区、岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づく環境緑地保全地域及び雫石都市計画用途地域以外の場合は、定格出力 20 キロワット以上の設備とする。

なお、定格出力 2 KW 未満で自家消費を主な目的として設置する太陽光発電設備は、対象外とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は雫石町全域とする。

3. 事業計画候補地の選定

町内には法令等により開発行為等が制限されているエリアがあるので、事業計画候補地の選定に当たっては、十分に調査すること。

また、法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な景観の阻害、自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、事業計画候補地としての適否を慎重に決定すること。

4. 設置に当たっての基準

(1) 後退する距離

対象となる太陽光発電設備は、設置用地の敷地境から 5m 以上後退すること。

(2) 騒音

対象となる太陽光発電設備から最も近い住宅等（学校、幼稚園、保育所、病院などの文教設備、保健福祉設備等を含む。以下同じ。）において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間 55 dB 以下、夜間 45 dB 以下）とすること。

(3) 低周波音

対象となる太陽光発電設備から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないこと。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

- ① 事業者は、太陽光発電設備の設置に当たっては、雫石町ふるさと景観条例（平成 17 年雫石町条例第 9 号）に基づき、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めること。
- ② 太陽光発電設備の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。
- ④ 事業者が太陽光発電設備及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(7) 光害

事業者は、太陽光発電設備及びその周辺に照明機器等を設置する場合には、住民や動植物に影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

事業者は、太陽光発電設備の設置に当たって、設置の影響から文化財を保護するように努めること。

5. 工事中及び工事完了後における基準の順守

事業者は、太陽光発電設備の工事中及び工事完了後においても「4. 設置に当た

っての基準」の順守に努めなければならない。

6. 工事完了後の維持管理等

- (1) 事業者は、設置した設備について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合には、速やかに町に報告すること。
- (2) 事業者は、工事完了後に騒音、電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告すること。
- (3) 事業者は、設置した設備での事業が終了した場合は、責任をもって当該設備を撤去すること。